

盛土規制法の運用開始後に開発許可を受けた工事は 中間検査・定期報告が必要になります！

和歌山県

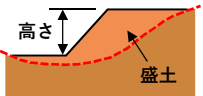
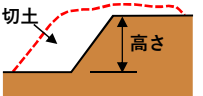
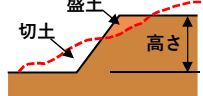
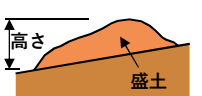
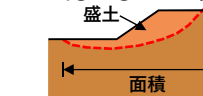
開発許可後の盛土規制法の手続き等について

これまで「都市計画法」に基づく開発許可を受けた場合、「宅地造成等規制法」（宅造法）の許可は不要でしたが、令和7年5月26日から和歌山県で運用開始される「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）においては、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされ、**現場での標識掲示、中間検査※1、定期報告※2**など、**盛土規制法に基づく手続きが必要となります。**

盛土規制法の標識の「許可番号」には「開発許可番号」を記載してください。

市町村から開発許可を得た後は、県へ**開発許可証・申請図書の写しの提出**をお願いします。
中間検査・定期報告が必要となる盛土等は下記に示す規模となります。

対象工事

- ①盛土で**2m超**の崖を生ずるもの

- ②切土で**5m超**の崖を生ずるもの

- ③切土及び盛土で**5m超**の崖を生ずるもの

- ④盛土で高さ**5m超**となるもの（①、③を除く）

- ⑤切土又は盛土をする面積が**3000㎡超**かつ盛土等の高さが**30cm※3**を一部でも超えるもの（①～④を除く）


※1 中間検査は、特定工程（盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程）を含む場合において、当該特定工程を終えたときにその都度実施する必要があります。

※2 定期報告は許可後3か月毎（初回定期報告のみ許可後2回目の月末まで）に県へ提出

※3 平地盛土（勾配が10分の1以下の平坦地における盛土で谷埋め盛土に該当しないもの）のうち面積が3,000㎡未満の盛土は「1m」と読み替える。

開発許可証・申請図書の写し・定期報告の提出先・中間検査の申請先については、各振興局が窓口です！

【和歌山県内の開発許可権限及び盛土規制法の権限 ※1】

市町村名	開発許可権限	盛土規制法の権限	県の窓口・問合せ先
海南市	市	和歌山県	海草振興局建設部 総務調整課 電話:073-488-1366
紀美野町	和歌山県		
岩出市、紀の川市	市	和歌山県	那賀振興局建設部 総務調整課 電話:0736-61-0121
橋本市、かつらぎ町 九度山町、高野町	市町	和歌山県	伊都振興局建設部 総務調整課 電話:0736-33-4935
有田市、湯浅町、有田川町	市町	和歌山県	有田振興局建設部 総務調整課 電話:0737-64-1422
広川町	和歌山県		
御坊市、美浜町 由良町、みなべ町	市町	和歌山県	日高振興局建設部 総務調整課 電話:0738-24-2945
日高町、印南町、日高川町	和歌山県		
田辺市、白浜町 上富田町	市町	和歌山県	西牟婁振興局建設部 総務調整課 電話:0739-26-7921
すさみ町、串本町	町	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部 総務用地課 電話:0735-62-0757
古座川町	和歌山県		
新宮市、那智勝浦町、太地町	市町	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部 総務調整課 電話:0735-21-9623
北山村	和歌山県		

※1：ここでは「開発許可を受けた工事の盛土規制法による中間検査・定期報告の権限」のこと。

※和歌山市（中核市）の窓口については和歌山市にお問い合わせください。

和歌山県における盛土規制法に係る手続きの流れ、必要書類、技術基準等については和歌山県のホームページにアクセス頂き、ご確認ください。

URL : <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/index.html>

盛土規制法対象の宅地造成等工事は盛土規制法にかかる 工事の標識掲示が必要になります。 和歌山県

掲示する工事の標識は以下のとおりです。

盛土規制法の許可を受けた宅地造成、特定盛土等、土石の堆積の工事について、工事の標識を掲げる必要があります。（盛土規制法第27条の届出をした工事についても標識の掲示が必要となります。）

●宅地造成、特定盛土等に関する工事の場合

90センチメートル以上

70センチメートル以上

50センチメートル以上

〔宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可又は特定盛土等に関する工事の届出〕 済標識			見取図
1	工事主の住所氏名		
2	許可番号	第 号	
3	許可又は届出年月日	年 月 日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	盛土又は切土の高さ	メートル	
7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
8	盛土又は切土の土質	盛土 立方メートル 切土 立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年 月 日	
10	工事完了予定年月日	年 月 日	
11	工事に係る関係者を受け入れるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県建設局長称連絡先		

●土石の堆積に関する工事の場合

90センチメートル以上

70センチメートル以上

50センチメートル以上

土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			見取図
1	工事主の住所氏名		
2	許可番号	第 号	
3	許可又は届出年月日	年 月 日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年 月 日	
10	工事完了予定年月日	年 月 日	
11	工事に係る関係者を受け入れるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県建設局長称連絡先		

注意

都市計画法に基づく開発許可を受けた工事で盛土規制法の許可を要する工事に該当する場合は、盛土規制法に基づく許可を受けたとみなされます。この場合、**開発許可に係る工事の標識と盛土規制法に係る工事の標識の両方を掲示する**必要があります。※盛土規制法に係る許可番号欄には開発許可番号を記載して下さい。

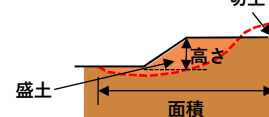
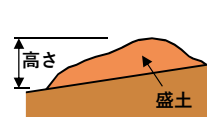
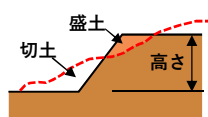
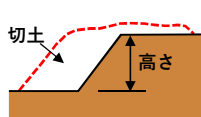
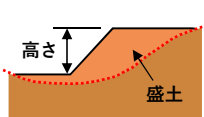
（特定盛土等規制区域で開発許可を受け、盛土規制法第27条の届出を要する工事も盛土規制法に係る標識の掲示が必要）

【参考：盛土規制法の許可（又は法第27条の届出）を要する工事】

宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域【届出基準】

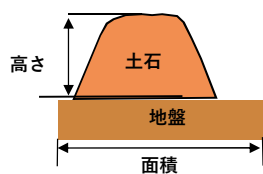
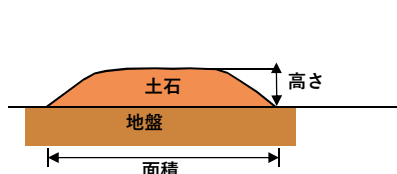
【土地の形質の変更（盛土・切土）】

- ①盛土で **1m超 2m【1m超】** の崖を生ずるもの
- ②切土で **2m超 5m超【2m超】** の崖を生ずるもの
- ③切土及び盛土で **2m超 5m超【2m超】** の崖を生ずるもの（①、②を除く）
- ④盛土で高さ **2m超 5m超【2m超】** となるもの（①、③を除く）
- ⑤切土又は盛土をする面積が **500㎡超 3,000㎡超【500㎡超】** かつ盛土等の高さが**30cm※**を一部でも超えるもの（①～④を除く）



【一時的な土石の堆積】

- ①最大時の堆積の面積が **500㎡超、3,000㎡超【500㎡超】** かつ、地盤面と土石の表面の標高との差が **30cm※**を一部でも超えるもの
- ②堆積の高さが **2m超** かつ面積が **300㎡超** となるもの（①を除く）
- ③堆積の高さが **5m超【2m超】** かつ面積が **1,500㎡【300㎡超】** となるもの（①を除く）



⑤と①の※について
平地盛土（勾配が10分の1以下の平坦地における盛土で谷埋め盛土に該当しないもの）のうち面積が3,000㎡未満の盛土では「1m」と読み替える。

和歌山県における盛土規制法に関する申請手続きの流れ、必要書類、技術基準等については和歌山県HPにアクセス頂きご確認ください。電話でのお問い合わせ窓口は各振興局建設部総務調整(用地)課までお願いします。
URL : <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/index.html>